



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 告 示

○漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅（水産課）…………… 1

### 公 告

○大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見（中小企業支援課）…………… 1

### 公安委員会事項

○警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定の実施…………… 1

### 人事委員会事項

○沖縄県公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則…………… 3

○沖縄県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令…………… 3

## 告 示

### 沖縄県告示第413号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、平成24年沖縄県告示第384号で同意の認定をした久米島加入区について普通損害保険に付すべき義務が消滅した。

平成28年 7月29日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成28年 7月29日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 サンフティーマ 宜野湾市普天間二丁目14番1号
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社ティ・エム・オ普天間 宜野湾市普天間二丁目14番1号 代表取締役社長 與那嶺務
- 3 法第8条第1項の規定による宜野湾市の意見の概要 意見なし
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 平成28年7月29日から同年8月29日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部中小企業支援課

## 公安委員会事項

### 沖縄県公安委員会告示第118号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する警備員又は警備員になろうとする者を対象と

する検定（以下「検定」という。）を次のとおり実施する。

平成28年 7月29日

沖縄県公安委員会

#### 1 検定の種別、級、実施期日、場所等

種 別	級	定員	実 施 期 日	場 所
交通誘導警備業務	1 級	10人	平成28年10月29日（土曜日） 午前10時から午後6時まで	豊見城市字豊崎3番22 沖縄県警察運転免許センター
	2 級	10人		

2 検定の方法 学科試験及び実技試験により行うものとする。検定においては、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

#### 3 試験科目

##### (1) 1級の検定に係る科目

###### ア 学科試験科目

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 車両等の誘導に関すること。
- (エ) 交通誘導警備業務の管理に関すること。
- (オ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

###### イ 実技試験科目

- (ア) 車両等の誘導に関すること。
- (イ) 交通誘導警備業務の管理に関すること。
- (ウ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

##### (2) 2級の検定に係る科目

###### ア 学科試験科目

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 車両等の誘導に関すること。
- (エ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

###### イ 実技試験科目

- (ア) 車両等の誘導に関すること。
- (イ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

#### 4 受検資格

(1) 1級の検定の受検資格 沖縄県内に住所地を有する者又は沖縄県内の営業所に属する警備員であつて、次のいずれかに該当するもの

ア 検定を受けようとする警備業務の種別について、2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

イ 公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(2) 2級の検定の受検資格 沖縄県内に住所地を有する者又は沖縄県内の営業所に属する警備員

#### 5 受検申請手続

(1) 受付期間 1級及び2級の検定の受付期間及び受付時間は、平成28年8月1日（月曜日）から同月5日（金曜日）までのそれぞれの日の午前9時30分から午後6時までとする。ただし、定員に達した場合は、申請受付期間内であっても受付を締め切ることがある。

(2) 申請に必要な書類

ア 検定申請書 1通

イ 添付書類

- (7) 沖縄県内に住所地を有する者又は沖縄県内の営業所に属する警備員であることを疎明する書面  
(イ) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 2葉  
(ウ) 1級の検定を受検しようとする者にあつては、4(1)のア又はイに掲げる者に該当することを疎明する書面

(3) 提出先

ア 沖縄県内に住所地を有する者 申請者の住所地を管轄する警察署又はその者が属する沖縄県内の営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課（係）

イ 沖縄県外に居住する者 申請者が属する沖縄県内の営業所を管轄する警察署の生活安全課（係）

(4) 申請の際には、(2)に掲げる申請に必要な書類を持参の上、(3)の提出先に申請者本人が提出すること。郵送による申請及び本人以外の者が行う申請は受け付けない。

(5) 検定手数料 手数料14,000円は、沖縄県証紙により、検定申請書提出時に納付すること。なお、既納の手数料は、還付しない。

6 その他

(1) 検定当日は、午前9時30分から午前9時50分までに沖縄県警察運転免許センターの受付で、検定手続を終えること。

(2) 検定当日は、受検票、筆記用具及び警笛を持参すること。なお、受検票は、受検申請受付時に申請者に交付する。

(3) 検定についての問合せ先 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部生活安全課生活安全企画課  
電話番号 (098) 862-0110 (内線3032又は3034) 又は沖縄県内の最寄りの警察署の生活安全課（係）

## 人事委員会事項

沖縄県公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 7月29日

沖縄県人事委員会

委員長 玉 城 健

### 沖縄県人事委員会規則第29号

#### 沖縄県公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

沖縄県公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年沖縄県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「公益財団法人沖縄県保健医療福祉事業団」を「公益財団法人沖縄県保健医療福祉事業団  
一般社団法人沖縄県農業会議」に改める。

別表第2中「日本赤十字社  
沖縄県農業会議」を「日本赤十字社」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第1の規定は、平成28年4月1日から適用する。

沖縄県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年 7月29日

沖縄県人事委員会

委員長 玉 城 健

### 沖縄県人事委員会訓令第6号

#### 沖縄県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

沖縄県人事委員会事務局処務規程（平成14年沖縄県人事委員会訓令第3号）の一部を次のように改正す

る。

別表第1 第14号から第16号までの規定中「任用候補者名簿」を「名簿」に改める。

別表第2 共通の項中第12号を第13号とし、第4号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 所属職員の勤務時間の割振りを変更すること。

別表第2 総務課の項第5号中「第20条から第23条まで」を「第20条」に改める。

**附 則**

この訓令は、平成28年8月1日から施行する。

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 文進印刷株式会社 〒901-0306 糸満市西崎町五丁目10番地の14</p>
---	--